自衛官等採用試験のお知らせ

防衛省では、平成29年度自衛官等の採用試験を次のとおり行います。特別職国家公務員として社会に貢献できる充実した仕事をしてみませんか。

募集種目	資　格	1次試験日等	受付期間
一般曹候補生（陸・海・空）	18歳以上27歳未満の者（30.4.1現在の年齢）	9月16日午前	7月1日～9月8日
自衛官候補生（男子）	〃	9月16日午後	〃
（女子）	〃	9月24日	〃
航空学生（海・空）	高卒（見込含）海23歳未満 空21歳未満の者	9月18日	〃
防衛医科大学校学生	高卒（見込含）21歳未満の者	10月28日・10月29日	9月5～29日
防衛医科大学校看護学科学生 自衛官候補看護学生		10月14日	〃
防衛大学校学生（推薦）	高卒（見込含）21歳未満の者 高等学校長の推薦等別途必要	9月23日・24日	9月5～7日
（総合選抜）	高卒（見込含）21歳未満の者	9月23日	〃
（一般）前期	〃	11月4・5日	9月5～29日
（一般）後期	〃	平成30年2月17日	平成30年1月20～26日

自衛官等説明会

日　時　7月27日（木）　午後6時～
場　所　総合センター　3階中会議室
内　容　全般募集説明
【問合せ先】自衛隊鳥取募集案内所
☎0857－26－4019
智頭町担当広報官　大呂

「使用する機会の少なくなった土地や家屋についての調査」にご協力を

近年、放置され老朽化した危険な空き家が全国的に増加しており、本町でも空き家管理などの相談が増えています。

本町は、当該問題の課題を明らかにするため、鳥取大学との学術協定に基づき調査を実施します。今月配布の本調査への回答にご協力をお願いします。

【問合せ先】役場企画課　芦谷
☎75－4112

食中毒予防 ～家庭でできる6つのポイント～

食中毒予防の三原則はの原因菌・ウイルスを「つけない、ふやさない、やっつける」です！まずは、**食品を取り扱う前後には丁寧かつこまめに手を洗いましょう。**その上で、次の6つのポイントを意識することが大切です。

①食品の購入	消費期限を確認し、新鮮な物を購入する
	買い物後はまっすぐ帰宅する
②食品の保存	家に帰ったら食品はすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れる
	冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に設定する
③下準備	調理器具は使用後すぐに洗う
	ゴミの管理を徹底する
④調理	食材をよく洗う
	加熱を十分（めやすは中心部の温度が75℃で1分間以上）する
	調理を途中でやめたら冷蔵庫へ入れる
⑤食事	長時間室温で放置しない
⑥残った食品	時間が経ち過ぎた食品は思い切って捨てる

【問合せ先】保健センター福祉課
☎75－4101

塩分チェックしませんか？

塩分の摂りすぎは、生活習慣病につながる危険が高くなります。普段、なにげなく食べている料理に塩分がどれくらい含まれているか、簡単にチェックしませんか？塩分測定器「減塩くん」を無料で貸し出しますので、ぜひご利用ください。

対象者　智頭町内に住所を有する者
測定方法　家庭の料理（汁物、煮物等）に塩分測定器を入れるだけ
貸出期間　1日～1ヶ月間程度
【問合せ先】保健センター福祉課
☎75－4101

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか？

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請は、**平成２９年７月３１日**が締め切りです。

臨時福祉給付金（経済対策分）とは消費税率の引き上げに際し、所得の低い人へ負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

〇支給対象者

昨年度臨時福祉給付金の支給対象者（受給していない人も支給対象となります）。

〇必要なもの

・申請書（税務住民課から対象見込みの人へ郵送しています）
・印鑑（認印可）
・本人確認書類の写し・振込先通帳の写し（運転免許証、健康保険証等）昨年度臨時福祉給付金を受給した人は不要

※給付金支給後に住民税が課税となっている人の扶養となっていることが判明した場合、給付金を返還していただきます。申請前には扶養になっているかどうか確認をお願いします。

【問合せ先】保健センター　福祉課
☎７５－４１０２

鳥取県「部落解放月間」７月１０日～８月９日

「同和対策事業特別措置法」が施行された昭和 44 年 7 月 10 日を記念して、鳥取県が、同和問題の早期解決を目指して、昭和 45 年に制定しました。

本町では、部落解放智頭町女性研究集会を開催します。是非、ご参加ください。

時間　7 月 22 日（土）午前 10 時～正午
場所　智頭町総合センター　大集会室
講師　琴浦町赤碕文化センター館長
西村敦郎さん

【問合せ先】総務課　☎７５－４１１１

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成２９年４月分から平成３０年３月分までの国民年金保険料は、月額１６，４９０円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

納付が困難な人には免除・猶予制度があります

国民年金保険料を納め忘れていると、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や１８歳未満のこどもがいる場合の遺族年金などが受けられないことがあります。

いろいろな理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「国民年金保険料免除制度」や「若年者（３０歳未満）納付猶予制度」があります。

平成２９年度の免除等の受付は、平成２９年７月１日から開始され、平成２９年７月分から平成３０年６月分までが免除対象期間です。

【問合せ先】税務住民課　古田
☎７５－４１１８

電波に関する困りごとやご相談

中国総合通信局では、不法無線局による混信・妨害、テレビ・ラジオの受信障害など、電波に関する困りごとやご相談電話を開設しています。

【問合せ先】不法無線局、混信・妨害相談
☎０８２－２２２－３３３２
受信障害（テレビ・ラジオ）
☎０８２－２２２－３３８３
電波利用料　☎０８２－２２２－３３０８
その他行政相談
☎０８２－２２２－３３１４